

●大村市手話言語条例が一部修正可決されました

大村市手話言語条例については、所管委員会、本会議において、さまざまな議論が交わされました。条例の概要や、議論の経過は次のとおりです。

大村市手話言語条例



<こんにちは>

①



[概要]

手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため、条例を制定するもの

厚生文教委員会

*原案に対する主な質疑

Q 他自治体の手話言語条例のように前文を置かなかったのはなぜか。

A 当初は、全日本ろうあ連盟のモデル条例を参考に、前文を含めた条例案を作成していた。しかし、本市の条例には原則として前文を置かないこと、本条例の第1条と第2条に目的と基本理念という前文の内容が含まれていること、さらに、「法律の前文は、国政の各分野における基本方針を定めるものや、重大な社会問題に対応するためのものに加えることが多い」との法規関係の解説書の意見を踏まえ、前文を置かないという結論に至った。

②



修正案

以上の審査経過を踏まえ、1名の委員から、本条例の題名の次に前文を加える修正案が提出されました。

[修正理由] 本条例によって、多くの市民に、ろう者の立場への理解と手話に対する知識を深めてもらい、その目的と基本理念に沿った施策が推進されなければならない。そのためには、これまでの当事者の方々が歩まれた道のりや、本条例に込めた思いを前文として記すことが必要である。

*修正案に対する主な質疑

Q 前文を加えるのは、ろう者からの要望なのか。

A ろう者からの要望があったわけではない。

本会議

4名の議員から、本条例の題名の次に前文を加える修正案が提出されました。
修正内容及び、修正理由の趣旨は、委員会で提出された修正案と同様です。

《討 論》

賛成 ▶前文とは一般的に、条例を含めた法規制定の由来・経緯とその基本原理を述べたものとされている。聴覚に障害を持たれた方が手話を使う際、苦労されてきた道のりや、国際条約または国内法における言語として手話の位置づけ等を明記しておくことは、手話言語条例制定の由来を広く長く市民に理解していただくためには欠かせない。多くの自治体もそのような判断のもとで、前文を置いていると思われる。

反対 ▶市は、手話を利用されている当事者の方々の意見をしっかりと聴取した上で、条例案を作成している。この条例の大きな目的は、市が推進する手話に関する施策を、手話に対する理解の促進を図っていくことである。感情的な言葉が記載された前文を加えることは、未来永劫残る条例のあり方として、本当にふさわしいことなのか疑義がある。

採決の結果、修正案は賛成多数で可決し、修正部分を除く原案は全会一致で可決しました

